

○研究特別任期制教員の待遇等に関する取扱要領

2014年2月17日

常務委員会決定

1 年俸

年俸は、別に定める「研究特別任期制教員年俸支給基準」による。

2 支給方法

1 年俸等の支給方法は「給与規程」第5、6、7条を適用する。

2 給与のほか、確定拠出年金規程に定めるライフデザイン手当を支給する。

3 この取扱要領の適用を受ける者が適用されるその他全ての制度において、年俸を算定基礎として使用する場合、算定基礎にライフデザイン手当27,500円を加えるものとする。

3 交通費

交通費は、「交通費補助金規程」により支給する。

4 授業担当責任時間

授業担当責任時間は設けない。

5 妊娠及び出産

妊娠及び出産には「妊娠中及び出産後の健康管理に関する取扱要領」を適用する。

6 出産手当金

出産手当金は、「給与規程」第27条により支給する。

7 育児

育児には「就業規則 第17条」及び「育児休業等に関する取扱要領」を適用する。

8 介護

介護には「介護休業等に関する取扱要領」を適用する。

9 労災

労働者災害補償保険法の適用を受けるものとする。

10 雇用保険

雇用保険に加入するものとし、その費用は学院及び当該者が所定の比率で負担する。

11 日本私立学校振興・共済事業団

日本私立学校振興・共済事業団に加入するものとし、その費用は学院及び当該者が所定の比率で負担する。

12 経費

雇用に関する経費は、政府系研究助成団体等からの研究助成金または学外研究資金の範囲内とする。

13 適用

この取扱要領第1項から第7項までの規定にかかわらず、当該助成団体等の定めがある場合は、当該助成団体等の定めによる。

14 主管部課

この取扱要領に関する事務は、人事部人事課で行う。

15 取扱要領の改廃

この取扱要領の改廃は、常務委員会で決定する。

附 則

- 1 この取扱要領は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。
- 2 この取扱要領は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。
- 3 この取扱要領は、2018年（平成30年）1月1日から改正施行する。